

再資源化事業等高度化法について

2025年10月27日

環境省環境再生・資源循環局 資源循環課







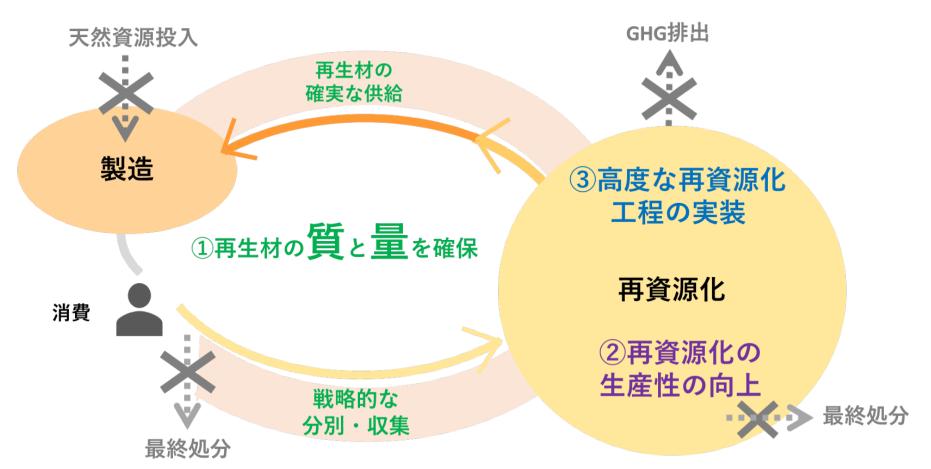




背景:資源循環産業のアップグレード(再生材の質と量の確保)



- これまでの廃棄物行政や既存の廃棄物処理法・個別リサイクル法は、主に懸念される廃棄物等の「適正処理」に力点を置いており、再生材の質・量を推進する施策が不十分。そのため、製品製造業等が求めている高品質な再生材を安定的に供給できる事業が不足している。
- 製造業が求める量・質の再生材の安定供給を実現することを目的に、資源循環産業をさらに発展させていくための第一歩として「**再資源化事業等高度化法**」を制定。



資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の概要

第213回通常国会で成立 令和6年5月29日公布 令和7年2月1日一部施行



○ 脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進するため、基本方針の 策定、特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施の状況の報告及び公表、再資源化 事業等の高度化に係る認定制度の創設等の措置を講ずる。

基本方針の第定

再資源化事業等の高度化を促進するため、国として基本的な方向性を示し、一体的に取組を進めていく必要があることから、環境大臣は、基本方針を策定し公表するものとする。

再資源化の促進(底上げ)

- 再資源化事業等の高度化の促進に関する**判断基準の策定・公表**
- 特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施状況の報告・公表



再資源化の高度化に向けた全体の底上げ

再資源化事業等の高度化の促進(引き上げ)

再資源化事業等の高度化に係る国が一括して認定を行う制度を創設し、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で、廃棄物処理法の廃棄物処分業の許可等の各種許可の手続の特例を設ける。

※認定の類型(イメージ)

<①事業形態の高度化>

▶ 製造側が必要とする質・量の再生材を 確保するため、広域的な分別収集・再 資源化の事業を促進



例:ペットボトルの水平リサイクル
画像出典・PFTボトルノサイクル生産が報告書の23 (PFTボトルノサイクル推准協議会)

<②分離・回収技術の高度化>

▶ 分離・回収技術の高度化に係る施設 設置を促進



例:ガラスと金属の 完全リサイクル

画像出典:太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン

<③再資源化工程の高度化>

➢ 温室効果ガス削減効果を高めるための高効率な設備導入等を促進



例: AIを活用した高効率資源循環

画像出典:産業廃棄物処理におけるAI・IoT等の導入事例集

類型① 高度再資源化事業のポイント



制度趣旨

廃棄物の合理的な収集・運搬、再資源化、再生材の安定供給を行う事業計画を国が一括認定することにより、再生材を活用した循環サプライチェーンを構築する動静脈連携事業の創出を促進

認定事業の特例

- ✓ 認定事業計画に基づいて行う、「廃棄物の収集・運搬又は中間処分の業」(再委託含む)や「廃棄物処理施設の設置」について、本来、必要となる廃棄物処理法の許可が不要
- ✓ 廃棄物処理におけるDXを活用した手続きのスマート化 (再委託に関する情報把握、収集・運搬者情報の管理、トレーサビリティ等)

対象となる事業

- ✓ 製品等の原材料を代替する質・量の再生材を安定して供給する事業
- ✓ わが国の資源循環に資する事業に再生材を供給する事業
- ✓ 地域との調和や地域振興・地域発展に資する事業

事業に求める要件例

- 再生材の大部分が供給される具体的な需要者(動脈事業)が確保されていること
- 定量的指標(GHG、資源循環効果)評価
- 取り扱う廃棄物や再生材について、トレーサビリティが確立されていること
- 責任分界点、管理体制が明確であること

類型② 高度分離・回収事業のポイント



制度趣旨

今後、再資源化事業の創出が必要と見込まれる特定の廃棄物を指定した上で、より高度な技術を用いて有用な再生材を回収する再資源化事業を促進

認定事業の特例

- ✓ 認定事業計画に基づいて行う、「廃棄物の中間処分の業」や「廃棄物処理施設の設置」について、 本来、必要となる廃棄物処理法の許可が不要
- ✓ 指定する廃棄物、高度な技術を用いた処理方法の限定の上で、廃棄物処理法に準じた基準では カバーできない処理方法については、合理的な処理基準や施設基準

対象となる事業

- ✓ 告示で指定する廃棄物(まずは太陽電池、リチウムイオン蓄電池、ニッケル水素蓄電池を想定)
 - 社会的に必要な製品で、今後さらに廃棄物排出量の増加が見込まれるもの
 - 現時点で有効な再資源化工程が確立、さらに高度と整理される技術を用いた事業が存在

事業に求める要件例

- 特定の再生材を回収できる高度な技術を用いた事業であること
- 周辺生活環境に影響がないこと

- 定量的指標(GHG、資源循環効果)評価
- その他、必要に応じて廃棄物ごとに告示で定める技術的な基準を満たすこと

類型③ 再資源化工程の高度化のポイント



制度趣旨

既に設置されている廃棄物処理施設において、<u>温室効果ガスの排出量の十分な削減が見込まれる設</u>備の更新等を促進

認定事業の特例

✓ 認定計画に基づいて行う、既に設置されている「廃棄物処理施設の変更」について、本来、必要となる廃棄物処理法の許可が不要

事業に求める要件例

- 申請者が、既存制度で推奨・求めている取組 を実施していること(優良産廃処分業者の取 得、多量排出事業処理計画)
- 高度化法で定めた判断の基準に係る取組を実施していること
- · 定量的指標(GHG)評価

高度な再資源化事業等を推進する支援制度



- ◆ 国は、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する施策を実施するために必要な<mark>財政</mark> 上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならないものとされている。
- ◆ 大臣認定を受けた事業は、日本政策金融公庫から設備投資に係る財政投融資制度が活用できるほか、一部の廃棄物処理施設の固定資産税や法人税(特別償却)における特例措置が適用可能。
- ◆ そのほか、高度な再資源化事業等を推進する補助事業等の一層の確保に努めていく。

主な関連補助事業 (令和7年度又は令和6年度補正予算)

産業競争力強化·経済安全保障

- ・プラ・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための設備高度化 【エネ特】43【R6年度補正】17
- ・脱炭素型循環経済システム構築促進事業【エネ特】40
- ►化石由来資源からの再生可能資源(バイオマスプラスチック、SAF等)への素材代替の実証
- ▶金属・再エネ関連製品(太陽光発電設備等)等の省CO2型リサイクルの実証 等
- ・サステナブルファッション、使用済紙おむつ等の資源循環の促進やリユースの 促進等による循環型社会の実現に向けた支援 9【R6年度補正】2
- ·地產地消型資源循環加速化事業 【R6年度補正】20

産業競争力強化・経済成長及び排出削減効果が高い GXの促進

・先進的な資源循環投資促進事業 【GX】 150

(金額は億円単位、説明のない数字はR7当初予算)

GX経済移行債による主な投資先

製造業	鉄鋼 化学 紙パルプ セメント	・製造プロセス転換に向けた設備投資支援(革新電炉、分解炉熱源のアンモニア化、 ケミカルリサイクル、バイオケミカル、CCUS、バイオリファイナリー等への転換)
運輸	自動車	・電動車(乗用車)の導入支援・電動車(商用車)の導入支援
	蓄電池	·生産設備導入支援 ·定置用蓄電池導入支援
	航空機	・次世代航空機のコア技術開発
	SAF	・SAF製造・サプライチェーン整備支援
	船舶	・ゼロエミッション船等の生産設備導入支援
くらし等	くらし	・家庭の断熱窓への改修・高効率給湯器の導入 ・商業・教育施設等の建築物の改修支援
	資源循環	・循環型ビジネスモデル構築支援 ※ 3年間で300億円以上の国庫債務負担
	半導体	・川° ワ-半導体等の生産設備導入支援 ・AI半導体、光電融合等の技術開発支援
エネルギー	水素等	・既存原燃料との価格差に着目した支援・水素等の供給拠点の整備
	次世代 再エネ	・^° ロブスカイト太陽電池、浮体式洋上風力、水電解装置 のサプライチェーン構築支援と、^° ロブスカイトの導入支援
	原子力	・次世代革新炉の開発・建設
	ccs	・CCSバリューチェーン構築のための支援(適地の開発等)

再資源化事業等高度化法に関する説明会やお問い合わせ先等



〇事業者様向け説明会

地域ブロック毎に事業者様を対象とした説明会を開催予定です。

日時: 法の全面施行後の2025年11月から2026年2月の間に開催予定

開催形式:実地(九州地方の会場は福岡県を予定)+Youtubeによる同時配信

○関連情報専用ページ

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律(再資源化事業等高度法) | 環境省 https://www.env.go.jp/recycle/waste/page_01721.html

○専用コールセンター

電話番号 03-6759-6027

Eメール: circular@sanpainet.or. jp

お問い合わせ可能時間:平日の午前9時30分から午後5時30分

ただし、12時から13時及び以下の日にちを除く。

令和7年12月29日(月)~令和8年1月2日(金)

